

第2回小売電気事業者様向け説明会の内容に關していただいたご質問集

資料1 要件別の問い合わせ先一覧について

Q1. 東京電力の緊急受付センターの電話番号を、小売電気事業者がホームページを通じて一般のお客さま向けに周知して良いか。

A1. 緊急受付センターは当社の送配電部門が一般のお客さまからの緊急時の受付センターとして用意しているため、一般のお客さま向けに周知しても差し支えありません。

Q2. 東京電力がホームページ上に掲載している停電情報のページを小売電気事業者のホームページへリンクして良いか。

A2. 以下ページの「当社へのリンクについて」に記載の方法にて、ご依頼いただくことで可能となっております。

<http://www.tepco.co.jp/legal/index-j.html>

お手数ですが、上記のフォームより事前の連絡をお願いいたします。

Q3. 原因が不明な停電について、小売電気事業者が停電の状況に応じてお客さまに適切な助言を行う場合の参考になる資料はないか。

A3. 停電となったときの復帰方法等のご説明につきましては、当社ホームページの「でんきガイド」に掲載させていただいておりますので、ご参照ください。

http://www.tepco.co.jp/life/custom/q_and_a/komatta/index-j.html

Q4. 現在、高圧以上の需要側の受付メールアドレスが割り当てされている小売電気事業者は、平成28年4月前後で、メールアドレスが変更となるのか。

A4. 現在、当社から受付メールアドレスをお知らせしている小売電気事業者さまについては、メールアドレスは変わりません。今後、新規に高圧以上の需要側の申込みが必要となる小売電気事業者さまについては、契約手続きにあわせて割り当てしたメールアドレスをお知らせいたします。

資料2 託送契約等の契約のお手続きについて

Q1. 明細表を用いる場合は、託送供給契約（発電量調整供給解約）における契約の成立のタイミングはいつになるのか。

A1. 契約が成立するのは、当社が供給承諾したタイミングとなります。スイッチング支援システムを用いる場合は、当該システム上でスイッチングが成立（マッチング）したとき、高圧・特高などの申込みにおいては、当社が書面により供給承諾の通知をした時点で契約が成立となります。

Q2. 実際に発電所を持っていない小売電気事業者は、発電量調整供給契約の締結は不要と認識して良いか。

A2. ご認識のとおりです。

Q3. 低圧の明細表が提供されない理由は何故か。

A3. 低圧のお客さま件数が膨大のため明細表を提供した場合、小売電気事業者さま・当社ともに実務負担が増大すると想定されるため、当社は低圧の明細表を提供しません。

Q4. 新規にJEPXのスポット取引開始を希望する場合、従来はJEPXが取りまとめて契約申込みの取りまとめをしていたが、今後はどうなるのか。

A4. スポット取引を行うには、当社と接続供給兼基本契約書、振替供給兼基本契約書などの締結が必要となります。また、当社以外の一般送配電事業者（沖縄電力を除きます）と個別に振替供給兼基本契約書の締結が必要となります。既存の契約が存在する事業者は契約更改手続きの中で対応しますが、平成28年度から新規にJEPX各種市場取引を希望する場合は、小売電気事業者さまが個別に各一般送配電事業者へ申込みをして下さい。

資料2 会社間連系線利用の申込み方法について

Q1. 転売を目的とした連系線利用はいつから出来るのか。

A1. 平成28年4月1日以降の受給契約に基づく連系線利用については、平成28年2月22日以降から広域機関システムで利用可能となります。よって、転売を目的とした連系線利用についても平成28年2月22日以降からと認識しております。連系線等利用の計画提出の詳細は電力広域的運営推進機関に確認下さい。

Q2. 現在保有している連系線利用における容量のタイムスタンプは、平成28年4月以降も保持されるのか。

A2. 広域機関において、現状、小売電気事業者が保持している銘柄毎のタイムスタンプがどのバランスンググループへ移行するのかの確認作業を行っております。よって、小売電気事業者が平成28年度の新制度に対応した連系線利用の手続きの中で、電力広域的運営推進機関との確認作業の中で、タイムスタンプの移行もされると認識しております。

Q3. 特例発電バランスンググループも連系線を利用することは可能か。

A3. 発電量調整供給契約は、発電計画の計画値とおりに発電していただくため、会社間連系線を利用することは可能です。なお、連系線利用希望計画の容量登録時は、発電バランスンググループを特定する必要はありません。

資料2 FIT特例制度を選択する場合の注意点

Q1. インバランスリスク料金は接続送電サービス料金と合わせて請求されるのか、発電側のインバランス料金と合わせて請求されるのか。

A1. 発電量調整供給契約により算定するインバランス料金と合わせて請求します。

Q2. 混焼バイオマス発電所を転売することは可能か。

A2. 転売は可能です。なお、回避可能費用の激変緩和措置の対象になるかどうかについては、あくまでも小売電気事業者が調達した電気を最終需要家に直接販売しているかという行為に着目した整理であることをご留意下さい。

Q3. 高圧以上の太陽光の部分買取を行っている小売電気事業者に東京電力が含まれる場合、特例制度①または特例制度②の選択については、どこの部署に相談すれば良いか。

A3. 本社運用部調達計画グループにお問い合わせ願います。

Q4. 高圧以上の太陽光の部分買取で買取比率を小売電気事業者間で変更する場合、どのタイミングで可能となるのか。

A4. 特例制度①、②のいずれの場合も、買取比率は小売電気事業者間の協議によるものと認識しております。特例制度①を選択した場合、特例発電バラシンググループに計画値が配分されるため、配分された計画値合計を変える事無く、それぞれの発電所に計画値を入力していただくことになります。

Q5. 実際の回避可能費用は、平成 24・25 年度認定と平成 26 年度以降認定で異なるが、激変緩和措置対象の特例発電バラシンググループも分ける必要があるのではないか。

A5. 分ける必要はありません。

Q6. F I T 特例制度の対象となる託送電源を所有している既存の小売電気事業者は、F I T 特例制度の適用を希望する場合は、どのように対応すれば良いか。

A6. 計画値同時同量か実需同時同量の継続するか意思表示を平成 28 年 2 月 15 日までに当社にさせていただきます。F I T 特例制度適用を希望する場合は、その後、対象となる発電所・電源種別・所属する発電バラシンググループなどの確認のお願いを別途させていただきます。

資料 3 各種料金の算定およびお支払いに関する事項について

Q1. 定例検針日制における確定使用量通知が平成 28 年 4 月以降、具体的にどのように通知されるか教えて欲しい。

A1. 平成 28 年 3 月分となる平成 28 年 4 月 1 日検針分は現行どおりです。平成 28 年 4 月分から分散検針分は実検針日に、1 日検針分は 1 日に、以下のとおり、確定使用量の通知を行います。
毎月 1 日または実検針日の 12 : 00 に 30 分値が揃っているものを自動公開いたします。30 分値の欠測等により 12 : 00 に公開できなかったものは、欠測補完を行って 17 : 00 または翌 5 : 00 に追加分として自動公開いたします。

Q2. インバランス料金の請求はどのような形で請求されるか。

A2. 平成 28 年 4 月以降は、インバランス料金単価を算定する際に、全国大の系統全体のインバランス発生量のデータを用いることとなりますが、分散検針の導入に伴い、全体のインバランス発生量が確定するのは実需給の翌々月初となるため、インバランス料金単価もインバランスの実需給の翌々

月初に決定することとなります。

したがって、現行、送電サービス料金とインバランス料金の請求を同時に行っておりますが、平成28年4月分以降、送電サービス料金（日程等別料金）の中にインバランス料金は含まれず、実需給の翌々月第5営業日までにご請求差し上げます。また、インバランス量は料金計算内訳書等でご通知差し上げる予定です。

Q3. 制限割引実績はどのように通知されるのか。

A3. 実績は、制限割引中止時間を共通帳票の中でご通知差し上げます。制限割引額は料金計算内訳書への表示内容を検討中です。

Q4. 500kW以上の高圧や特別高圧の需要家における、確定使用量の通知タイミングを教えてください。

A4. 1日検針分は毎月1日に確定使用量を通知いたします。なお、1月1日が検針日の場合、1月第一営業日とさせていただきます。

Q5. 日程等別料金の支払い期限日は支払い義務発生日の翌日から起算して30日以内で良いのか。

A5. ご認識のとおりです。なお、支払義務発生日の翌日から起算して30日目の日が金融機関の休業日の場合の支払期日は翌営業日といたします。

Q6. 低圧の発電所にスマートメーターが付いた場合でも、インバランス量の計算時は、プロフィール処理で計算されるのか。

A6. スマートメーターにより30分値を実測できるため、それによりインバランス量を確定いたします。

Q7. 託送料金と工事費負担金の支払い口座を分けることは理解したが、小売電気事業者都合で、銀行口座を選択出来るのか。

A7. 小売電気事業者さまごとに託送料金用、工事費負担金用の2つずつ口座番号を割り振ります。振込先の口座番号を記載した請求書を送付しますので、その口座への振込をお願いします。

Q8. 代表契約者制度ではインバランス料金請求は東京電力と代表契約者とのやり取りと理解しているが、子の契約者の確定使用量通知も同様に代表契約者を通じて行われるのか。

A8. 現行と変更無く、代表契約者と子の契約者のそれぞれ別々に確定使用量通知を行います。

資料4-2 スマートメーター取替工事に係わる動静情報のご提供にあたってのお願い

Q1. 動静情報の申込みをした際、申込み受け取りの返信メールはあるのか。

A1. 申込みメール受信後、受け取りの返信メールを送信します。その後、動静情報の確認をし、供給地点特定番号を追記した結果の案内のメールを送信します。

Q2. 動静情報は低圧の需要家向けと理解したが、低圧の発電者向けとして動静情報を送る必要は無いのか。

A2. 動静情報は低圧の需要家向けのみとなります。

Q3. 例えば、一般の家庭の屋根などに設置されている低圧太陽光の買電先と、電灯の供給先が別の小売電気事業者となった場合、計量器はどのように設置されるのか。また、このような形態は託送契約上は可能か。

A3. スマートメーターで電灯分と発電分のいずれも計量出来るため、計量器は一つ設置されます。また、買電先と供給先が別の小売電気事業者となることは託送契約上、可能です。

資料4-3 小売全面自由化に向けた定例検針日での供給者変更のお願い

Q1. お客様の希望でスイッチング日を決められていると理解している。スマートメーター化工事は遅れるが、スイッチングはお客様の希望日で行われるとの理解で良いか。

A1. スイッチング自体はスマートメーターへ未取替でも可能ですが、その際、切替えを可能な限り定例検針日付でお申込みいただきますようお願いいたします。

資料4-4 スマートメーター設置に関するお知らせ

Q1. 特殊計量器のスマートメーター化に最大2ヶ月程度要するとのことだが、設備情報照会で確認する方法を教えてください。

A1. 組合せ計器は、計器容量が5Aであるため、判別可能です。TS（タイムスイッチ機能）付きスマートメーターなどその他の特殊計量器については、設備情報照会では確認できません。また、TS付きスマートメーターについては、現在、深夜電力でご契約、もしくは電化上手等の時間帯別契約で（過去に）深夜電力から配線変更等行わずに種別変更されたお客さま等が対象となります。検針票の記載や使用設備（電気温水器等）などから確認をして下さい。

Q2. スマートメーター設置工事に関する得るお知らせとして、ホームページに公表されるのは、低圧の需要家向けのみで低圧の発電者は公表されないのか。

A2. ホームページの公表対象は、低圧の需要家となります。

資料4-5 高圧500kW未満の検針日のご選択について

Q1. 高圧需要側500kW未満のスイッチングで線上検針を選択した後、小売電気事業者側はどのように検針日を確認すれば良いか。

A1. 明細表に基準検針日の項目があるため、それにより確認して下さい。

資料5-2 高圧以上の需要側の申込みについて

Q1. スイッチング支援システム対象外の申込みにおいて、申込み内容に不備があった場合はメールで返信するとあったが、接続供給（発電量調整供給）申込みが受理された場合は、一報のメールはあるのか。

A1. スイッチング支援システムでは申込に対して申込番号が発番され、マッチング結果も検索可能となります。システム対象外のメール申込みの場合は、スイッチング支援システム運用にあわせ受付した申込みの申込番号を発番します。申込み受理の場合は申込番号、不受理の場合はその不備内容を記載してメールで連絡いたしますので、そちらでご確認ください。

Q2. 高圧の500kW未満の需要家のスイッチングで分散検針を希望する場合、検針日毎に応じた申込みの締め切り日は通知してもらえないか。

A2. 平成28年4月1日以降の分散検針日に対応した申込みの締め切り日の表の準備が出来ましたら、お知らせします。

Q3. 高圧の実量制で500kW以上の需要家でもスイッチング支援システムでスイッチング申込み可能か。

A3. 実量制で500kW以上の需要家については、協議契約に移行するかを、小売電気事業者さまと当社が協議をする必要があるため、スイッチング支援システムでの申込みは出来ません。

Q4. 申込書様式で、需要家のフリガナ、郵便番号は必要なのか。

A4. 10電力統一様式として発電側/需要側、低圧/高圧の共通項目のため、記入をした上で申込みをして下さい。

Q5. 書面での申込みとなるスイッチング申込みの場合、使用設備カードの記載は必要か。

A5. 契約電力変更、工事を伴わないスイッチングの場合は、不要です。

Q6. 書面での申込みとなるスイッチング申込みの場合、廃止取り次ぎはなされるのか。

A6. 廃止の申込みは需要家側から旧の小売電気事業者から提出していただきます。廃止取り次ぎは、スイッチング支援システムの機能のため、書面でのスイッチング申込みにおける廃止取り次ぎは行いません。※従来用いている、需要者承諾書様式も廃止となることをご留意下さい。

Q7. 新申込書様式（連記式）が30件では少ないため、50件～100件記入できるフォームを提供していただけないか。

A7. 新申込書様式（連記式）の記入欄を100件に増やした様式を作成し、弊社ホームページから追加で提供させていただきます。

資料5-2 高圧以上の発電側の申込みについて

Q1. 高圧以上の発電側では1電源複数買取が可能のため、他の需要側・低圧発電側のようなスイッチングはケースが少ないと思うが、高圧以上発電側でもスイッチングにおける廃止申込みのお願いをしているのは何故か。

A1. 自治体が所有している電源の買電先の変更手続きなどでは、買電先が単一で、新旧の発電量調整供給契約申込みが揃わないと当社側の処理（マッチング）が出来ないため、廃止申込みのお願いをしております。

Q2. 既に託送供給開始している発電所をスイッチング申込みする場合に接続検討は必要か。

A2. スwitchングにより契約受電電力が変更とならない場合は、接続検討は不要です。なお、発電者さまの都合などにより、スイッチングと同時に契約受電電力の増加を希望する場合は、接続検討手続きをした上で、発電量調整供給申込みをしていただきます。

Q3. 既に託送供給開始している発電所で契約受電電力が変更することなく、スイッチング申込みする場合の必要な期間はどの程度か。

A3. 発電量調整供給の開始希望日の2週間前までに申込みをお願いします。

Q4. 小売電気事業者が相対で発電事業者などから電気を引き取る場合、どの事業者が発電量調整供給契約を締結すれば良いか。

A4. 4月から新たに事業を開始する場合、計画のインバランスを持つ方が発電契約者となるものと存じます。ただし、接続供給契約を締結している小売電気事業者がFIT電源と特定契約を締結している場合は、原則として、小売電気事業者が当社との間で発電量調整供給契約を締結することになります。

Q5. 発電量調整供給契約を締結した後に、発電場所を追加したい場合はどのようにすれば良いのか。

A5. 発電量調整供給兼基本契約申込書の別紙に、発電場所の詳細を記入していただき、発電場所の追加申込みをして下さい。

資料5-3 スイッチング支援システムを用いた申込みについて

Q1. スイッチング廃止日と開始日が相違する場合、開始日が優先されると聞いているが、廃止日の開始日の変更は調整無く行われるのか。

A1. ご認識のとおりです。

Q2. 現在、低圧の動力分として供給されているお客さまを、低圧の電灯の区分の接続送電サービスで申込みすることは可能か。

A2. 電灯・動力は単相・三相で決まるため、低圧の動力分として供給しているものをスイッチングに伴い電灯で契約することは出来ません。

資料5-3 低圧の需要側の申込みについて

Q1. 新設工事における臨時分が3月使用開始で、実際に住む方が4月使用開始の場合の実際の申込み手続きを教えて欲しい。

A1. 臨時の契約と本設の契約は別となるため、3月使用開始の臨時契約と、4月使用開始の本設契約をそれぞれ申し込んでください。

資料5-3 低圧の発電側の申込みについて

Q1. スマートメーターが設置されていない誘導型計器の低圧の発電所をスイッチングする場合、スマートメーター設置に伴い工事費負担金は発生するのか。

A1. 低圧電源のスイッチングに伴いスマートメーター設置工事が発生する場合、現在行っている低圧電源のスイッチング手続きと同じく、既に受電用計量器等の工事費負担金を、切り替え前の発電契約者などから申し受けているため、スイッチングに伴う工事費負担金は発生しません。

その他のご質問

Q1. 需要家の不払いなどの理由による廃止申込みを希望する場合、託送上の契約は残らない理解で良いか。

A1. 電力の小売営業に関する指針のとおり対応していただければ、託送上の契約は残らず、廃止となります。

以上